

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

多重債務者が増加し、経済生活問題による自殺者や自己破産者が数多く生じるなど深刻な多重債務問題を解決するため、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを内容とする貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月に成立し、既に一部が施行され、来年6月までにはすべて施行される予定である。

このいわゆる改正貸金業法の成立後、政府が設置した多重債務者対策本部において多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつある。

一方、資金調達が制限された中小企業の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があるが、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、緩やかな規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばした結果、自殺者や自己破産者が急増するなど多重債務問題が深刻化したことから、そうした論調に基づく施策は同様の事態を招きかねず、許されるべきではない。

よって、国におかれては、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、次の施策を実施されるよう強く要望するものである。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

金融担当大臣

消費者及び食品安全担当大臣

警察庁長官